

伊佐市十曾青少年旅行村指定管理者募集要項

十曾青少年旅行村の効率的・効果的な管理運営のため、伊佐市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

第1 施設の概要

十曾青少年旅行村の名称、所在地等は次のとおり。指定管理者は次の施設を管理することとする。

名称及び所在地	伊佐市十曾青少年旅行村 伊佐市大口小木原 688 番地
設置目的	青少年の健全育成と併せて、市民や施設利用者に保健休養の場として提供し、自然体験活動を通して感性豊かな市民性を醸成するとともに環境保全に関する意識の高揚に資する
施設概要	伊佐市大口小木原688番地40 172.00㎡ 外4筆 (別表1「土地概要」参照) 木造ガルバリウム鋼板 管理棟 126.31㎡ 外37施設 (別表2「施設概要」参照)

第2 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務

- ・指定管理者は、伊佐市十曾青少年旅行村（以下「十曾青少年旅行村」という。）の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）に定めるもののほか、法令及びこの条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い管理を行なうこと。
 - ・業務に関連して取得した利用者等の個人情報適切に取り扱うこと。
 - ・業務に関連して作成または取得した文書等については、適正に管理・保存することとし、個人等の利益を阻害したり、事業の執行に支障をきたす恐れがある場合等を除き、積極的な情報公開に努めること。
- 又、指定期間終了時に、当該文書等を市の指示に従って引き渡すこととする。
- ・指定管理者は、本事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について、事業計画書に記載するなどして、あらかじめ市が認めた場合はこの限りではない。

(2) 管理運営方針

十曾青少年旅行村の設置目的を達成するために、市との連携を図り、効率的で開かれた管理運営を行うとともに、利用者の視点に立って利用しやすく親しみの持てる運営を行わなければならない。

管理運営方針に関する細目的事項は、指定管理者と市長が協議のうえ協定で定める。

(3) 業務の範囲

- ・管理業務の範囲は条例に規定したものとする。
- ・市と指定管理者の業務区分は下記の表のとおりとする。ただし、表に定める事項で疑義がある場合は、市と指定管理者が協議の上、業務区分を決定するものとする。

業務の種類		業 務 内 容	区 分	
			市	指 定 管理者
維持管理	施設等の維持管理	施設、設備及び器具等の保全（保守点検、清掃及び小規模修繕）、浄化槽の保守管理（保守点検及び清掃）、防災設備の点検（消防設備関係）、		○
	植栽等の維持管理・保全	樹木・芝生・花壇等の維持管理・保全		○
	整備・改修	建築物等の新築・増築・大規模修繕	○	
運営管理	施設の運営	予約・申請の受付・利用許可、利用料徴収、施設の間合せ・案内、昼間・夜間の利用者対応、施設等に係る経費（電気料金ガス料金、電話料金、燃料費等）の支払		○
	苦情対応	施設利用者及び地域住民などからの苦情等対応・処理		○
	物品の管理	備品等の管理・保全・貸出		○
	利用増進	広報活動	○	○
		催事の実施		○
	災害時の対応	待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置		○
		本格復旧	○	
法的管理	許認可等	行為許可		○
		設置管理許可、占用許可、利用の禁止	○	

(4) 管理を行う期間

指定期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日まで（3年間）とする。

(5) 管理に要する経費

① 利用料金収入

十曾青少年旅行村の利用料金及び指定管理者が行う自主事業による収入（以下「利用料金等」という。）は、指定管理者が自らの収入として収受するものとする。

利用料金の額は、条例に規定する額の範囲内で市長の承認を得て定めることができる。（内訳については、別表3を参照）

② 指定管理料（以下「委託料」という。）

ア 市は収支予算書において提示のあった金額に基づき、毎年度の予算の範囲内において施設の管理運営に必要な経費を指定管理者に委託料として支払うものとするが、欠損が生じた場合においても、市からの補填はしないものとする。ただし、天災等指定管理者の責めに帰さない場合はこの限りではない。

又、支払方法等、細目的事項については、指定管理者と市長が協議のうえ協定で定める。

イ 委託料は下記の基準額を上限とし、原則としてその金額を越える場合は選定しない。

（内訳については、募集要項別表4「基準額算定資料」参照）

（年間）委託料基準額 7, 179千円以内（税抜き）

第3 申請者の資格

（1）団体であること（法人格の有無は問わない。法律上、個人は指定管理者になれない）

（2）団体又はその代表者が次の者に該当しないこと

ア 法律行為を行う能力を有しないもの

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により当市における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 当市における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者

キ 次に掲げる団体

- ・ 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ・ 暴力団（暴力団対策法第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ・ 代表者等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ・ 代表者等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ・ 代表者等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（3）団体の人員の数、資産の額その他の経営の規模及び能力が十分であること。

第4 申請

(1) 申請の受付

- ① 申請資格を有していることを証する書類
- ② 公の施設事業計画書（指定手続規則様式第2号）
- ③ 公の施設収支予算書（指定手続規則様式第3号）
- ④ 前事業年度の収支決算書、貸借対照表、財産目録その他財務の状況を明らかにする書類
- ⑤ 定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を明らかにする書類
- ⑥ 法人にあっては、登記事項証明書

(2) 申請資格を有していることを証する書類

- ① 団体であることを証する書類の例
 - ア 法人の場合
 - 登記簿の謄本など
 - イ 地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体の場合
 - 地方自治法第260条の2第12項の証明書など
 - ウ その他の非法人の場合
 - 団体の規約、構成員名簿など
- ② 団体又はその代表者が第3の(2)の事由に該当しないことを証する書類の例
 - ア 法律行為を行う能力の確認（非法人の場合）については、代表者の身分証明など
 - イ その他の事由の確認については、代表者からの申立書、市税の納税証明など

※ 申請資格については信用調査等を行なう場合がある。

第5 申請書の提出方法

(1) 提出期限

令和5年3月31日（金）17：00 必着とする。

(2) 提出場所

〒895-2511 鹿児島県伊佐市大口里 2845 番地 2
伊佐市役所 地域振興課 観光特産PR係（電話 0995-29-4113）

(3) 提出方法

提出場所へ直接持参又は郵送するものとする。

(4) 提出部数

正本1部、副本1部とする。

(5) 連絡先

伊佐市役所 地域振興課 観光特産PR係（電話 0995-29-4113）

(6) 広報

募集については市広報紙及び市ホームページに掲載する。

第6 説明会の開催

申請方法、提出書類などについての説明会及び十曾青少年旅行村の現地説明会を開催する。申請を行う者はこの説明会へ必ず参加することとし、参加する者は、法人その他の団体の名称及び氏名をあらかじめ連絡すること。

(1) 開催日時 令和5年2月24日（金） 14時から 2時間程度

(2) 開催場所 十曾青少年旅行村 十曾フレンドハウス

第7 審査及び選定方法

指定管理者の選定に当たっては、書類審査及び面接審査を行い、次の基準により総合的に判断するものとする。

- (1) 市の運営方針を理解し、施設の管理運営に反映させているか。
 - ① 設置目的及び管理方針を十分理解しているか。
 - ② 経営方針について、明確なビジョンがあるか。
 - ③ 効率的管理運営のための実現可能な具体的計画や工夫が提案されているか。
- (2) 施設の管理について、利用者が利用しやすい体制になっているか。
 - ① 適切な人員配置がなされているか。職員の資質向上が図られる策があるか。
 - ② 利用者のトラブル未然防止策と対処法はしっかりしているか。
- (3) 施設の運営について、利用促進となる策があるか。
 - ① 利用者の要望を把握しサービス向上を図る方策があるか。
 - ② 利用を促進する自主事業計画があるか。
 - ③ 地域、関係機関、各種団体やボランティア等との連携計画はあるか。
- (4) 危機管理体制について
 - ① 個人情報保護の保護体制が整っているか
 - ② 災害（事故）発生時の危機管理について十分な理解があり、具体的な対応策が取られているか

第8 指定後の手続

(1) 協定の締結

施設の管理業務等に関する細目的事項等については、市長と協議のうえ、基本協定を締結するものとし、各年度の指定管理者業務内容及び業務の実施の対価として支払われる指定管理料等を定める「単年度協定書」を締結する。

(2) 指定管理準備事務

指定管理者として指定された者は、市長と協議し、必要な指定管理準備事務を行うものとする。

第9 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されるに当たり、指定管理者も施設使用料に関する適格請求書（インボイス）の発行事業者の登録が必要となる。

また、適格請求書（インボイス）の発行に伴い、発行したインボイスの保存等の新たな事務も発生する。消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の詳細は、国税庁ホームページの「インボイス制度」を確認し適切な対応を行うこと。

第10 指定管理者の取消し等

指定管理者が正当な理由なくして協定の締結に応じない場合、指定管理者による事業の履行が確実でないと認められる場合、また、著しく社会的信用を失う等により指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、指定管理者の指定の決定を取り消す場合がある。

第11 指定管理者の撤退について

指定管理者の申し出による撤退については、その理由について調査を行い、正当と認める場合のみこれを認めるものとする。

また、指定管理者の撤退、倒産及び事業放棄により、市に損害が生じた場合は、市は指定管理者に対し、損害賠償を請求する場合がある。

十曾青少年旅行村土地概要

(別表 1)

No.	地 番	面 積
1	伊佐市大口小木原688番地40	794.00 m ²
2	伊佐市大口小木原688番地37	2,722.00 m ²
3	伊佐市大口小木原688番地41	5,024.00 m ²
4	伊佐市大口小木原688番地12	6,108.00 m ²
5	伊佐市大口小木原688番地5	14,861.00 m ²
	合 計	29,509.00 m ²

十曾青少年旅行村施設概要

(別表 2)

No.	施設名	数量	設置年度	構 造		備 考
1	管理棟	1	R3	木造 ガルバリウム鋼板	126.31 m ²	事務室・シャワー室・救護室
2	集会所	1	H9	木造 コロニアル葺	301.00 m ²	十曾フレンドハウス(交流促進センター)
3	倉庫棟	1	R3	木造 ガルバリウム鋼板	41.04 m ²	電動アシスト付き自転車等保管用
4	宿泊施設	5	H9	木造 ガルバリウム鋼板	43.27 m ²	コテージ (森林休養施設)
5	宿泊施設	7	S57	木造 ガルバリウム鋼板	15.00 m ²	バンガロー(大) 高熊・関白・白木・忠元・轟・とがめ・八幡
6	宿泊施設	2	S51	木造 ガルバリウム鋼板	8.60 m ²	バンガロー(小) 乙女・おしどり
7	宿泊施設	3	S52	木造 ガルバリウム鋼板	9.50 m ²	バンガロー(小) 白蛇・冷水・露降
8	炊事場	3	S48	木造 コロニアル葺	14.18 m ²	炊飯棟
9	炊事場	1	S51	木造 コロニアル葺	14.18 m ²	炊飯棟
10	倉庫	1	S52	木造 ガルバリウム鋼板	9.50 m ²	バンガロー(小) すずらん ※老朽化により倉庫として使用
11	倉庫	1	S51	木造 ガルバリウム鋼板	8.60 m ²	バンガロー(小) 行者 ※老朽化により倉庫として使用
12	倉庫	3	S57	木造 ガルバリウム鋼板	15.00 m ²	バンガロー(大) 祁答院・十曾・曾木の滝 ※老朽化により倉庫として使用
13	浴場	3	H24	鉄骨コンクリート造	2.54 m ²	五右衛門風呂
14	東屋・四阿	1	H24	木造 ガルバリウム鋼板	43.74 m ²	十曾子どもの森 (菜園コロニー)
15	炊事場	1	H24	木造 ガルバリウム鋼板	57.62 m ²	十曾子どもの森 (多目的施設 わらの家)
16	トイレ	1	H9	木造 コロニアル葺	47.00 m ²	場 内
17	トイレ	1	H2	木造 コロニアル葺	32.18 m ²	駐車場
18	ポンプ室・ポンプ小屋	1	H9	鉄骨造 スレート葺	49.14 m ²	地下水ポンプ・貯水槽
19	倉庫	1	S49	プレハブ造	25.92 m ²	清掃用具保管用
	合 計	38				

○ 伊佐市十曾青少年旅行村の設置及び管理に関する条例 第7条 関係

(別表3)

(1) 施設

区分	単位	使用料
管理棟温水シャワー	1回	100円
テントサイト(5人まで)	テント又はタープ1張1泊につき	500円
テントサイト(6人以上)		800円
常設テント	1泊につき	2,000円
バンガロー(大)		4,000円
バンガロー(小)		2,000円
十曾森林コテージ		9,000円
十曾フレンドハウス	1時間当たり	200円
芝生広場照明施設		800円

(2) 用具

区分	単位	使用料
テント(大)	1泊につき	3,000円
テント(中)		2,000円
テント(小)		1,000円
毛布	1枚	300円
まくら	1個	50円
炊飯用具	1セット(5人分)	500円
薪	1束	200円
バーベキューセット	1組	500円
電動アシスト自転車	1台(2時間以内)	500円
	延長1時間につき	200円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。
- 2 テントサイトの使用料は、1張当たりの利用人数で区分する。ただし、小学生以下は含まない。

○委託料基準額算定資料

(別表 4)

〈経費内訳〉

項 目	摘 要	令和 5 年度から 8 年度 までの各年度
労 務 費	施設管理費(受付・施設清掃業務等)	2,658,000円
	除草作業ほか	1,353,000円
光 熱 費	電気料、ガス代	1,687,000円
通信運搬費	電話代、NHK放送受信料	136,000円
委 託 料	浄化槽維持管理、消防設備点検、貯水槽清掃	968,000円
手 数 料	web予約システム、毛布クリーニング	187,000円
経 費	燃料代(環境整備用)	100,000円
	材料代(施設維持管理用)	231,000円
	印刷代(申請書等)	20,000円
	広告代	98,000円
	作業機械減価償却費	140,000円
消耗品費	事務用品、トイレトペーパー等	105,000円
合 計		7,683,000円

〈収入内訳〉

項 目	摘 要	令和 5 年度から 8 年度 までの各年度
利用料金	施設利用料及び用具利用料	1,700,000円
合 計		1,700,000円

経費合計	－	収入合計	=	委託料基本額
7,683,000円		1,700,000円		5,983,000円

委託料基本額	× 0.2	=	一般管理費
5,983,000円			1,196,600円

委託料基本額	+	一般管理費	=	委託料	÷	7,179,000円
5,983,000円		1,196,600円		7,179,600円		

税抜き金額（千円未満切捨）

= 7,896,900円

消費税10%込み

※経費内訳は、令和元年度から令和3年度の実績等を基に算定した。

※パンフレット作成、大規模な修繕、水質検査、土地使用等に係る費用は市が負担する。